1 業務名

札幌市立学校プール清掃業務1

2 業務期間

令和5年4月1日(土)から令和5年10月31日(火) まで

- 3 業務内容
 - (1) 初回清掃 別紙1のとおり
 - (2) 換水清掃 別紙2のとおり
 - (3) ロボット清掃 別紙3のとおり
 - (4) 最終清掃 別紙4のとおり
- 4 業務実施予定回数
 - (1) 初回清掃 101回
 - (2) 換水清掃 101 回
 - (3) ロボット清掃 303 回
 - (4) 最終清掃 101回
 - ※ 実際の実施回数を保証するものではない。
 - ※ ブロック別の実施日については、参考資料のとおり。なお、令和4年度の実施日については、新型コロナウイルス感染症の影響で通常時より、 換水清掃及びロボット清掃の回数が少ないことからブロック別実施日 一覧は令和元年度のものを添付。

5 業務実施日時

学校長と協議の上、決定するものとする。また、最終清掃については学校 長から不要の申し出があった場合を除き、対象校に対して必ず実施すること。 初回清掃及び最終清掃の実施にあたっては、原則、学校長と日程調整を行 うこと。ただし、別途委託する保守業者(建築業者及び設備業者)から調整 等の問い合わせがあった場合は、適宜対応すること。

- 6 業務対象校及び検査場所
 - (1) 小学校 100 校
 - (2) 中学校 1校

合 計 101 校

- ※ 対象校の詳細は別紙5のとおり
- 7 業務終了報告及び作業日報・作業確認書の提出
 - (1) 業務を終了後、注水前に特に下記の各箇所を中心に、各学校のプール担当者に異常がないことの確認を受けること。ただし、最終清掃のみ省略することができる。
 - アグレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビス等がすべてあること。
 - イ グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビスの飛び出しがないこと。
 - ウグレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビスのバリがないこと。
 - エ グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のガタつき、段違いがない こと。
 - (2) 業務終了後は、行った業務内容について、作業日報(別紙様式)に記載 のうえ、各学校担当者に確認の署名を受け、札幌市教育委員会学校施設課 に提出すること。

また、残留塩素濃度、水素イオン濃度及びPH調整に必要な措置、その他水質管理において必要な措置を行った場合には、その内容についても作業日報に記載すること。

(3) 受託者は、上記作業日報の他、業務完了届を毎月の業務完了後速やかに 委託者に提出し、委託者の検査を受けること。

8 留意事項

(1) 使用する洗剤

中性又は弱アルカリ性のもので、残留有害性のないものを使用するもの

とする。

(2) 殺菌洗浄

殺菌洗浄に使用する次亜塩素酸ナトリウム水溶液等は、接触面において 一定濃度を保つようにするものとする。

(3) 使用する機材等

プールの塗装、防水コーティング及び材質表面を損傷するような硬質の ものは使用しないものとする。

なお、清掃に使用する洗剤・機材等は、受託者が用意すること。

(4) グレーチング、集水マス、底面吐水金具等のビス

ビス等を取り付けるとき、入らない所があった場合には無理をしてビスを入れず、各学校のプール担当者にプール点検業者への連絡を依頼し、その点検業者より指示を仰ぐこと。

(5) YAMAHA 製 FRP プール

SUS 蓋板(6カ所)ビスは本体 FRP 材に直接ネジ込まれており、ビスの締めつけが効かなくなった場合、修理が非常に困難なため、図1の SUS 蓋板6カ所は外さずに、底板循環口の清掃をすること。なお、このことについて疑問点が発生した場合には、各学校のプール担当者にプール点検業者への連絡を依頼し、解決すること。

(6) 作業時の電気等の節約

作業時の電気、水道、温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

9 業務責任者について

受託後すみやかに業務実施責任者を定め、書面にて委託者に報告すること。

10 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課管理係

住所:札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

電話:011-211-3831 FAX011-211-3837 担当:永安